

学習院女子大学科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学習院女子大学学則（以下「学則」という。）第41条に基づき、科目等履修生に關して必要な事項を定める。

(科目等履修生)

第2条 学習院女子大学（以下「本学」という。）学生以外の者で、本学の授業科目について履修を希望し、本学教授会（以下「教授会」という。）の承認を得た者を科目等履修生という。

2 科目等履修生は、図書館司書に関する科目を履修することはできない。ただし、次の各号に掲げる者が科目等履修生として認められたときは、この限りでない。

- 一 本学大学院学生
- 二 本学の卒業生又は大学院修了生
- 三 学習院大学の学生（大学院学生を含む。）
- 四 学習院大学の卒業生又は大学院修了生で在学中に特別履修生又は科目等履修生として図書館司書に関する科目の単位を修得した者

3 科目等履修生は、博物館に関する科目（博物館に関する科目に該当する各学科の専門科目及び共通科目を除く）を履修することはできない。ただし、前項第1号又は第2号に該当する者は、この限りでない。

4 履修することができない科目については、前2項のほか、出願要項に定める。

(履修期間)

第3条 履修期間は半年とし、学期ごとに願出するものとする。

(単位の認定)

第4条 科目等履修生は、履修した授業科目の修了試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、単位修得証明書を交付する。ただし、第2条第2項第1号及び第2号以外の科目等履修生が、博物館に関する科目に該当する各学科の専門科目又は共通科目を履修した場合、その単位は、博物館法に定める学芸員の資格取得に必要な単位には認定されない。

(出願手続)

第5条 出願する者は、出願要項に定められた期間内に、次の書類等を提出しなければならない。

- 一 科目等履修生願（所定の用紙）
- 二 最終学校の卒業又は修了証明書及び学業成績証明書
- 三 学則別表5に定める選考料

2 前項の規定にかかわらず、学習院女子短期大学の卒業生、本学の卒業生又は大学院修了生、前学期から継続して出願する者、本学大学院学生及び学習院大学の学生（大学院学生を含む。）については、前項第2号の書類の提出を免除する。

3 第1項の規定にかかわらず、前学期から継続して出願する者、本学大学院学生及び学習院大学の学生（大学院学生を含む。）については、第1項第3号の納入を免除する。

4 第1項の規定にかかわらず、学習院高等科又は学習院女子高等科に在籍する者については、第1項第2号の書類の提出及び第1項第3号の納入を免除する。

(登録手続)

第6条 履修を許可された者は、以下に掲げる費用の全額を所定の期日までに納入しなければならない。

- 一 学則別表5に定める登録料

- 二 学則別表5に定める履修料
- 三 履修費等の経費を納入しなければならない授業科目にあつてはその経費
- 2 前項の手続を完了した者には、科目等履修生証を交付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前学期から継続して履修する者、本学大学院学生及び学習院大学の学生（大学院学生を含む。）については、第1項第1号の納入を免除する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、本学大学院学生及び学習院大学の学生（大学院学生を含む。）については、第1項第2号の納入を免除する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、学習院高等科又は学習院女子高等科に在籍する者については、第1項第1号及び第2号の納入を免除する。

(規則の遵守)

第7条 科目等履修生は、正規課程の学生と同様に本学の諸規則を遵守しなければならない。

(改正)

第8条 この規程の改正は、教授会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月28日から施行する。

学習院女子大学特別履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、学習院女子大学（以下「本学」という。）学則第41条に基づき、特別履修生に関して必要な事項を定める。

(特別履修生)

第2条 本学が他大学との協定に基づいて受け入れる履修生を特別履修生という。

2 特別履修生の受け入れ条件等に関しては、他大学との間で締結する協定書によるものとする。

3 特別履修生は、本学の授業科目を本学教授会（以下「教授会」という。）の許可を得て履修することができる。

4 特別履修生は、図書館司書に関する科目を履修することはできない。

5 特別履修生は、各学科の専門科目及び共通科目を除く博物館に関する科目を履修することはできない。

(規則の遵守)

第3条 特別履修生は、正規課程の学生と同様に本学の諸規則を遵守しなければならない。

(改正)

第4条 この規程の改正は、教授会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。